

質 疑 ・ 回 答 書

令和4年6月6日

No.	質 疑 事 項	回 答
1	<p>仕様書成果品の中にある数値図化データ (地図情報レベル) : 500 なのですが、仕様書には今回取得したレーザーデータから平面図と断面図を作成するように記載していますが、設計書には平面図作成のための項目がありません。内訳にある「数値地形図データファイル作成」の項目で図化にかかる全ての工程を行うのでしょうか？通常、図化 (現況平面図作成: 線画) を行う場合は下記項目が必要ではないでしょうか。</p> <p>【数値図化レベル 500】</p> <ol style="list-style-type: none">1 作業計画2 現地調査3 ※細部測量 (現地や取得データの状況によつては)4 数値図化5 数値編集6 補足編集7 数値地形図データファイルの作成 <p>回答の程、宜しく申し上げます。</p>	<p>平面図作成は、「数値地形図データファイル作成」の項目で図化にかかる業務を行います。ただし、細部測量 (補足測量) が必要な場合は、監督職員と協議の上決定します。</p>
2	<p>縦断測量の延長と横断測量の間隔はどの程度でしょうか？ また、現地に中心点および幅杭の打設は設計に含まれているのでしょうか？</p>	<p>縦断延長を約3km、横断測量の間隔は100mを予定しています。 また、中心点および幅杭の打設は設計に含まれません。</p>
3	<p>成果検定はどの項目において受検をしなければいけないのでしょうか？</p>	<p>第三者機関による検定は必要ありません。</p>
4	<p>ゴルフ場内の作業について、UAV機の飛行および測量の作業が出来ない時間帯や曜日はありますか？</p>	<p>測量時間帯や曜日については施設管理者と協議の上、決定します。</p>
5	<p>業務費内訳の2号代価表～11号代価表について、使用されている歩掛出典先をご教祖頂けますでしょうか。また、見積徴収されている項目については歩掛開示をしていただけますでしょうか。</p>	<p>業務費内訳の2号代価表～11号代価表については、特記仕様書の「6.業務内容について」、「9.最終成果品の詳細」を積算条件に見積徴収し、積算をしています。 また、見積徴収されている項目については歩掛開示できません。</p>

枚方市 総務部 契約課

TEL : 072-841-1345、FAX : 072-841-2015

E-mail 送付先 : keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)
keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)
keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)